



東大和市監査委員告示第1号

定期監査（令和4年度第1回）の結果に基づき措置された事項について、市長から通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和5年4月25日

東大和市監査委員 三ツ寺 俊 行

東大和市監査委員 二 宮 由 子

改善措置報告書

監査の種類：定期監査

部署名：地域福祉部（生活福祉課、障害福祉課）

監査の結果（指摘事項）	改善措置等
<p>公印管理の見直しなどについて 公印規則において、管理者が生活福祉課長となっている福祉事務所長印について、使用頻度が高いということから、障害福祉課長が保管している状況であった。また、窓口申請などにより使用が頻繁にあることもあり、公印の扱いが軽易な状況となっているように見受けられた。さらには、押印にあたって公印規則に規定する審査済みの表示の欠落が散見された。</p> <p>公印の保管や押印について、公印を扱う重要性を再認識し、公印規則や文書管理規則に基づき、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置の状況</p> <p>①改善済み 2改善中(完了目途： 年 月末) 3検討中(終了目途： 年 月末)</p>
	<p>指摘事項を踏まえて、公印管理について、実態に合わせるため、東大和市公印規則及び東大和市組織規則について令和5年4月1日付で所要の改正を行い、福祉事務所長印管守者を障害福祉課長とするとともに、福祉事務所長印に関する事務分掌を障害福祉課庶務係とした。あわせて関係職員に公印の取り扱いに関する諸規定の遵守について改めて周知し、適正な事務処理を行う体制を整備した。</p>